

**活動制限令（PKP）に関するよくある質問（FAQs）**  
**マレーシア入国管理局（JIM）**  
**（2020年3月20日更新）**

1. **マレーシア国民及び永住者は活動制限令期間中にマレーシアに帰国することができますか？ どのような行動が必要でしょうか？**  
マレーシア国民及び永住者はマレーシアに帰国することが認められていますが、健康診断及び14日間の自主隔離を行う必要があります。
2. **外国人は活動制限令期間中にマレーシアを出国することができますか？**  
マレーシアから出国することは認められていますが、活動制限令期間中にマレーシアに再入国することは認められていません。
3. **活動制限令期間中にパスが失効し、帰国しなければならない外国人はどうなりますか？**  
活動制限令期間中にパスが失効する外国人は、入国管理事務所で特別パス（Special Pass）を取得せずに出国することが可能です。
4. **駐在者パスや就労許可等の外国の長期滞在パスを保有しているマレーシア国民及び永住者は、当該国に戻ることを認められていますか？**  
活動制限令期間中にマレーシアに帰国しないことを条件に認められています。出国審査カウンターで参照するため、長期滞在パスの関係書類又は証拠が必要となります。
5. **外国の永住権や長期滞在パスを保有しているマレーシア国民及び永住者は、活動制限令期間中にマレーシアを出国することができますか？**  
はい、マレーシアを出国することが認められていますが、活動制限令期間中にマレーシアに再入国することは認められていません。出国審査カウンターで参照するため、長期滞在パスの関係書類又は証拠が必要となります。
6. **マレーシア・マイ・セカンド・ホーム（MM2H）、一時就労パス、学生パス、駐在者（Expatriate）パス、扶養家族（Dependent）パス等の長期滞在パスを保有する外国人はマレーシアに入国することが認められていますか？ もし国外滞在中にパスが失効した場合はどうなりますか？**  
入国は認められていません。もし国外滞在中にパスが失効した場合は、活動制限令解除後に入国することが認められています。
7. **マレーシア国民及び永住者が旅行目的で出国することはできますか？**  
出国は認められていません。

8. **活動制限令は、マレー半島のマレーシア国民によるサバ州またはサラワク州への渡航にも適用されますか？**

はい、国内の移動にも適用されます。ただし、休暇、学業、労働又は公務でサバ州またはサラワク州に渡航しているマレーシア国民がマレー半島に戻ることに、またその逆は例外的に認められています。

**マレー半島からサバ州への移動：**

- i. 州及び連邦の公務員が必要不可欠なサービスに従事するためサバ州に渡航する場合は、その都度、部門の長による確認状が必要です。
- ii. 民間部門の労働者が必要不可欠なサービスに従事するためにサバ州に渡航する場合は、その都度、雇用主による確認状が必要です。
- iii. サバ州永住パスを有する非サバ人（配偶者及び子供を含む）、就労パス、学生パス、長期ソーシャルビジットパス又はその他の例外措置に基づくサバ州居住者は、14日間の自主隔離（stay home notice）を行うことを条件に〔サバ州への〕渡航が可能です。非サバ人夫妻は婚姻証明を提示する必要があります。

**マレー半島からサラワク州への移動：**

- i. 非サラワク人（配偶者及び子供を含む）は、14日間の自主隔離（stay home notice）を行うことを条件に〔サラワク州への〕渡航が可能です。非サラワク人夫妻は婚姻証明を提示する必要があります。
- ii. 就労パス、学生パスまたは長期ソーシャルビジットパスを保有する非サラワク人（配偶者及び子供を含む）は、14日間の自主隔離（stay home notice）を行うことを条件に〔サラワク州への〕渡航が可能です。非サラワク人夫妻は婚姻証明を提示する必要があります。
- iii. サラワク永住権（Sarawak MyPR）保有者は、14日間の自主隔離（stay home notice）を行うことを条件に〔サラワク州への〕渡航が可能です。
- iv. 非サラワク人の公務員（配偶者及び子供を含む）は、14日間の自主隔離（stay home notice）を行うことを条件に〔サラワク州への〕渡航が可能です。非サラワク人夫妻は婚姻証明を提示する必要があります。
- v. カリマンタン島及びブルネイから陸路で〔サラワクに〕渡航するブルネイ人、インドネシア（カリマンタン）人、マレーシア（サバ）人及びシンガポール人は、通行パス（Transit Pass）と同日に CIQS（Tebedu、Tedungan 及び Sungai Tujuh、Merapok、Mengkalap、Biawak、Lubuk Antu 及び Pandaruan）入口の入国管理事務所に申し出なければなりません。
- vi. サラワク就労パス、学生パスまたは長期滞在パスを有するサラワク人居住者及びサラワク人非居住者が Limbang、Lawas または Miri からブルネイを横断する場合は、14日間の隔離の免除を申請しなければなりません。

vii. 州および連邦の公務員が必要不可欠なサービスに従事するためサラワク州に渡航する場合は、その公務ごとに部門の長による確認状が必要です。  
ただし、こうした移動をするマレーシア国民は州当局による最新の指示に従う必要があります。

9. タイでの就労許可を保有しているマレーシア国民及び永住者は活動制限令期間中にタイで就労することが認められていますか？

認められていません。

10. マレーシア人及び永住者はケダ州 Bukit Kayu Hitam 及びペラ州 Pengkalan Hulu の免税複合施設 (Kompleks Bebas Cukai) を訪問することが認められていますか？

認められていません。

11. マレーシア国民の配偶者 (外国人) または子供 (外国人) は活動制限令期間中にマレーシアに入国することが認められていますか？

はい、マレーシアに入国することが認められていますが、健康診断及び 14 日間の自主隔離を行う必要があります。

12. 国外に配属されているマレーシア人外交官が勤務地に戻るために出国することは認められていますか？

はい、認められています。

13. 外国人外交官がマレーシアに入国することは認められていますか？ 外交官が家族と一緒に入国したい場合はどうなりますか？

マレーシアに赴任している外国人外交官のみ、入国が認められています。外交官の配偶者または直近の家族は、扶養家族 (Dependent) パスを保有する必要があります。外交官とその配偶者または家族は、14 日間の自主隔離を行う必要があります。

14. 入国管理局が活動制限令に基づく措置を行う根拠は何ですか？

- i. 2020年3月18～31日の活動制限令。国家安全保障会議 (MKN) が2020年3月17日に決定
- ii. 1988年感染症予防管理法
- iii. 1967年警察法
- iv. 2020年感染症予防管理 (感染地域における対策) 規制 (2020年3月18日)  
P. U. (A) 91
- v. 1959/63年入国管理法
- vi. 入国管理規則
- vii. 1966年旅券法

viii. 入国管理局長による指示

ix. 入国管理回章及びマレーシア入国管理限定回章

15. これらの点に関する追加の質問は、03-8888 2010（国家安全保障会議ナショナル・オペレーションズ・センター）までお問合せください。